

阿波市学校給食センター調理等委託業務募集要項

第1 定義

阿波市（以下「市」という。）では、学校給食を実施している阿波市学校給食センターの調理等業務を民間事業者へ委託することとする。

また、委託業務を実施する事業者の選定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、委託業務の安全性や効率性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用する。

この募集要項は、調理等委託業務に係る募集に関して必要な事項を定めたもので、本募集要項に併せて配布する次の資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・阿波市学校給食センター調理等委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの
- ・様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
- ・添付資料：本業務に関する添付資料

第2 委託業務の概要

1 委託業務名

阿波市学校給食センター調理等委託業務（以下「委託業務」という。）

2 委託対象施設

阿波市学校給食センター

所在地：阿波市市場町切幡字古田 117 番地 1

建築年月：平成 26 年 7 月完成

建築構造：鉄骨造 2 階建

延床面積 2,849.37 m²

給食提供先：仕様書のとおり

3 委託業務期間

委託業務期間は 5 年間（令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで）

4 委託業務の内容

仕様書のとおりとする。

5 委託金額の上限

(1) 本件委託業務の上限額（5年間の総額）

本業務に係る委託料の上限額は、583,500,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(2) 市は契約金額について、債務負担行為として予算計上する予定である。

なお、市議会において当該契約に係る補正予算議案が可決されなかった場合は、事業を取りやめることがある。また、この場合における損害を市は負担しない。

6 契約保証金

契約に際しては、業務委託料（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を納めなければならない。

ただし、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、保険会社との間に本市を被保険者とする契約履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

第3 応募事業者の条件等

1 応募資格

(1) 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 令和 8 年度阿波市競争入札参加資格業者名簿（営業種目「U2」、営業品目「U201」）に登載されている者であること。なお、有資格者名簿に登載されていない者については、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出時に入札参加業者選定要綱（平成 17 年阿波市告示 141 号）に基づく入札参加資格審査申請書を提出し、審査を受け、参加資格審査時までには有資格者となること。

イ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）での調理業務受託実績を 3 年以上有していること、又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設」（以下「大量調理施設」という。）での調理業務受託実績を 5 年以上有し、かつ、現在も継続して契約を締結していること。

ウ 四国地域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、中国地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、及び兵庫県において、学校給食又は大量調理施設での調理業務受託実績を 1 年以上有し、現在も継続して調理業務契約を締結している事業者であること。

エ 募集要項等に関する説明会及び現地見学会に出席した者であること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成 17 年告示第 15 号）に基づく指名停止の措置

の対象となっている者。

ウ 阿波市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年告示第 20 号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。

オ 国税及び地方税を滞納している者。

カ 過去 3 年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止処分を受けた者。

キ 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者。

ク 食品衛生法第 55 条第 1 項又は第 56 条の規定により営業許可を取り消され、その取消し日から起算して 2 年を経過していない者。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

（3）応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第 4 号。以下「参加表明書」という。）の提出日とする。ただし、参加表明書の提出日から優先交渉権者決定の日までに、（1）の応募事業者資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合又は（2）応募事業者の制限に掲げるいずれかに該当する者となった場合は、失格とする。

2 応募に関する留意事項

（1）応募事業者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）説明会、現地見学会及びプレゼンテーション等、応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

（3）応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

（4）応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。

（5）提出された書類については、変更できないものとし、返却はしない。

（6）応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類は、阿波市情報公開条例に基づき、公開することがある。

（7）市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又

は内容を提示することを禁止する。

(8) 委託業務を受託することとなった事業者は、市との連絡調整が速やかに行えるよう、委託業務期間開始日までに阿波市内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを有すること。

(9) 応募事業者が応募を辞退するときは、参加辞退届（様式第 15 号）を提出すること。

(10) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 参加表明書の提出時から優先交渉権者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一事項に対し、2 通以上の書類が提出された場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 著しく信義に反する行為があった場合

(11) その他

ア 市が提示する資料及び質問に対する回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、阿波市ホームページに掲載する。ただし、参加表明書及び提案書等の受付期間終了後は応募事業者に通知する。

ウ 第 3 の 1 の (2) 応募事業者の制限における暴力団等の関与に関する確認において、役員等についての名簿その他の情報の提供を求めた場合は、その役員等の承諾を得て速やかに必要な書類を提出すること。またその他、阿波市が求めた資料提供等をはじめ、情報の開示や情報提供に応じること。

第 4 事業者募集等の日程

事業者募集等の日程は、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除くものとする。また、応募予定の事業者は、募集要項等に関する説明会及び現地見学会に参加すること。

募集要項等の公表	令和 8 年 10 月 7 日
募集要項等に関する説明会及び現地見学会	令和 8 年 10 月 17 日
募集要項等に関する質問の受付期間	令和 8 年 10 月 19 日～10 月 21 日
募集要項等に関する質問に対する回答	令和 8 年 10 月 28 日～11 月 6 日
参加表明書及び提案書等の受付期間	令和 8 年 11 月 2 日～11 月 6 日
第 1 次審査（書類審査）	令和 8 年 11 月 16 日
第 1 次審査の結果通知	令和 8 年 11 月 17 日
第 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング 審査）	令和 8 年 11 月 24 日
第 2 次審査の結果通知	令和 8 年 12 月上旬
優先交渉権者の決定	令和 8 年 12 月中旬
委託業務開始準備	契約締結後から令和 9 年 3 月 31 日まで

委託業務開始	令和9年4月1日
--------	----------

1 募集要項等の公表

(1) 公表の方法

本委託業務に関する募集要項等は、阿波市ホームページで公表する。

阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp>

(2) 公表の資料

ア 委託業務募集要項（本書）

イ 仕様書

ウ 様式集

エ 添付資料

※ 上記書類が必要な場合は、各自、阿波市のホームページよりダウンロードすること。

2 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

募集要項等に関する説明会（以下「説明会」という。）及び現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 説明会

ア 日 時 令和8年10月17日(土) 午後2時から（受付は午後1時30分から）

イ 場 所 阿波市市場町切幡字古田117番地1
阿波市学校給食センター

(2) 現地見学会

ア 日 時 令和8年10月17日(土) 説明会終了後

イ 場 所 阿波市学校給食センター

(3) 留意事項

ア 説明会及び現地見学会の参加者は、募集要項等説明会及び現地見学会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、令和8年10月14日(水)正午までに、阿波市学校給食センターへ電子メールにて申し込むこと。なお、電子メールのタイトルは、「【事業者名】給食センター募集要項等説明会参加申込書」とすること。

メールアドレス：awakyusyoku アットマーク awa.i-tokushima.jp

※迷惑メール対策として、アットマークを文字列表記としているので、@に置き換えること。

イ 説明会では、原則として募集要項等を配布しないので、各自持参すること。

ウ 応募予定の事業者は、説明会及び現地見学会への参加を必須とする。

エ 現地見学会参加者は、直近1ヶ月以内の検便検査結果（検査項目：腸管出血性大腸菌O-157、サルモネラ菌、赤痢菌及びノロウイルス）、現地見学会参加者健康状況表（様式第2号）、清潔な衣服（マスク、白衣上下及び帽子）及び調理靴3種類（下処理室用、調

理室用及び洗浄室用)を用意すること。また、現地見学会当日、下痢、発熱及び嘔吐等の症状がある者は、現地見学会に参加できない場合がある。

オ 参加人数は、説明会及び現地見学会とも、1事業者につき2人までとし、現地見学会時には市の指示に従うこと。

3 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、その回答は市のホームページにて回答する。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

また、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第3号)により電子メールにて提出すること。

なお、電子メールのタイトルは、「【事業者名】給食センター募集要項等に関する質問」とすること。

(2) 受付期間

令和8年10月19日(月)午前9時から令和8年10月21日(水)午後4時まで

(3) 提出先

阿波市学校給食センター

メールアドレス: awakyusyoku アットマーク awa.i-tokushima.jp

※迷惑メール対策として、アットマークを文字列表記としているので、@に置き換えること。

(4) 回答期日等

令和8年10月28日(水)より阿波市ホームページに掲載する。

4 参加表明書及び提案書等の提出

応募事業者は、次により参加表明書及び提案書等を提出すること。

(1) 到達期限

令和8年11月2日(月)から令和8年11月6日(金)午後5時まで

(2) 提出先

〒771-1623 徳島県阿波市市場町切幡字古田 117 番地 1

阿波市学校給食センター

(3) 提出方法

参加表明書及び提案書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便にて、到達期限までに、到達すること。また、封筒の表側には「企画提案書在中」、「業務名 阿波市学校給食センター調理等委託業務」及び「到達期限 令和8年11月6日」と朱書きすること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書

(7) 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第4号） 1部

(i) 添付書類 各1部

a 損益計算書・貸借対照表

参加表明書提出日の直前2年の各事業年度に関するもの。

b 誓約書（様式第5号）

c 国税及び地方税の納税証明書

国税は、国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3とし、地方税は、都道府県及び市町村の納税証明書又は完納証明書とする（写し可）。

d 会社概要（会社の沿革、組織等）

会社の沿革及び組織がわかれば、パンフレットでも可とする。

e 業務実績等調書（様式第7号）

第3の1の（1）のイ、ウ及び業務実績等調書の記載事項を証明する書類（契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し）を添付する。

(7) 留意事項

各種証明書類は、参加表明書提出日の直前3ヶ月以内に発行されたものとする。

イ 提案書等

次により提案書（正1部・副12部）を提出すること。

なお、(7)提出書類のうち、「a 審査に関する提案書等提出書類」、「g 見積書」、「h 見積内訳書」は、正1部のみとし、副12部に添付する必要はない。

(7) 提出書類

a 審査に関する提案書等提出書類（様式第6号）

b 運営に関する提案書（様式第8号）

c 危機管理に関する提案書（様式第9号）

d 人員配置体制に関する提案書（様式第10号）

e 衛生管理等に関する提案書（様式第11号）

f 食育・地産地消に関する提案書（様式第12号）

提案内容（評価の観点）のうち、地産地消に関する記載にあたっては、「第2次阿波市学校給食地産地消推進計画（令和7年3月）」を踏まえ記載すること。

g 見積書（様式第13号）

h 見積内訳書（様式第14号）

(i) 提案書の書式

a A4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

b 表紙は、「阿波市学校給食センター調理等委託業務に関する提案書」及び「事業者

名・代表者名」を記載し付けること。

- c 正 1 部は A 4 版フラットファイルに綴じて提出するものとし、フラットファイルの表紙及び背表紙には、「阿波市学校給食センター調理等委託業務に関する提案書」及び「事業者名」を記載すること。

(㊦) 見積書、見積内訳書

- a 委託業務に係る委託料の上限額は、583,500 千円（令和 9 年度：116,700 千円、令和 10 年度：116,700 千円、令和 11 年度：116,700 千円、令和 12 年度：116,700 千円、令和 13 年度：116,700 千円）とし、見積書に記載する見積金額はこの範囲内で記入すること。

なお、上記の金額は取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額である。

- b 仕様書に基づき作成すること。
- c 見積書に押印する印鑑は、一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書に添付の使用印鑑届により届け出た印鑑とする。
- d 詳細な内訳として見積内訳書（様式第 1 4 号）を提出すること。

(㊧) 無効（失格）となる提案書等

- a 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- b 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- c 虚偽の内容が記載されているもの
- d 見積額が前記の上限額を超えるもの

ウ 入札参加資格審査申請書

令和 8 年度阿波市競争入札参加資格業者名簿に登載されていない者については、入札参加業者選定要綱（平成 17 年阿波市告示 141 号）に基づく入札参加資格審査申請書を提出すること。

第 5 資格審査及び提案の選考

1 選定委員会の設置

阿波市学校給食センター調理等委託業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、第 1 次審査及び第 2 次審査により優先交渉権者を選定する。

2 審査の方法

(1) 選定方法

公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

(2) 第 1 次審査（書類審査）

ア 提出書類に基づき応募資格の審査を行う。審査では、応募事業者が資格条件を満たしているか、また提出書類に不備がないかを確認するとともに、選定委員会において「3

委託事業者選定審査基準等」に基づき審査を行い、評価点の高い上位の応募事業者（概ね3事業者）を第2次審査対象者として決定する。

イ 応募事業者が3者以下の場合は、応募事業者が資格要件を満たしているか、および提出書類に不備がないかを確認し、適切な事業者であると認められる場合は、第2次審査を行うものとする。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 1 応募事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を、次のとおり実施する。

(ア) 日 時 令和8年11月24日（火） 午後1時30分

(イ) 場 所 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市役所 2階 災害対策本部室

(ウ) 時 間 プレゼンテーションは20分以内、その後のヒアリングを10分程度設け、合計30分程度とする。

(エ) 出席者 3名まで

(オ) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

（プロジェクター、スクリーンは、市で準備する。）

イ プレゼンテーション・ヒアリング審査は、3の（1）委託業者選定審査基準の評価項目のうち、「2.運営に関する提案」から「6.食育・地産地消に関する提案」までの5評価項目について行う。

ウ プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う順番は、参加表明書の受付順とする。

エ 第2次審査は、「3 委託業者選定審査基準等」により、書類審査評価点とプレゼンテーション・ヒアリング審査評価点の合計（300点満点）を評価点とする。

3 委託業者選定審査基準等

(1) 委託業者選定審査基準

委託業者の選定審査基準は、次の評価項目により行うものとし、300点満点で評価を行うものとする。

	評価項目	評価の観点	配点
書 類 審	1.企業の評価	ア学校給食調理業務受託実績	10
		イ調理配送業務一括受託実績	10
		ウ学校給食におけるアレルギー対応食実績	10
	2.運営に関する提案	①学校給食に対する基本的な考え方や学校給食調理業務への取り組み方針	10
		②円滑に業務を開始するための事前準備	10
		③業務従事者等に対する研修計画	10
		④市職員及び栄養教諭との連携方法	10

査 書 類 審 査	3.危機管理に関する提案	①食中毒、異物混入発生時の対応及び危機管理体制	10
		②火災、地震等における対処体制	10
		③自然災害時における炊きだし等の協力	10
	4.人員配置体制に関する提案	①調理配送業務の配置人数及び組織体制	10
		②業務責任者、副業務責任者及びアレルギー対応食責任者の有資格、経験内容	20
		③地元雇用の考え方、長期雇用の取り組み	10
		④従事者の休暇等における代替者確保体制	20
		⑤アレルギー対応食の実施体制	10
	5.衛生管理等に関する提案	①事業者独自のマニュアル、基準及び管理体制等の整備状況	20
		②食中毒防止対策と業務従事者等の健康管理対策	10
		③異物混入防止対策	10
	6.食育・地産地消に関する提案	①食育推進の考え方及び給食センター見学者対応等の協力	10
		②市内産農産物の地産地消率向上の取り組み及び地産地消や食育推進に向けた新メニュー開発の協力	10
	7.見積額の評価	・提出された見積額により採点し、委託料上限額の75%以下を満点の30点とする。 評価点は次の算式により算出する。 評価点＝((委託料上限額－見積額) ÷委託料上限額の25%)×30 小数点第2位（3位四捨五入）とする。	30
		書 類 審 査 配 点 計	
プレゼンテーション・ヒアリング審査			40
計			300

(2) 「1.企業の評価」の評価方法

評価項目のうち、「1.企業の評価」については、次により評価し、第4の4の(4)のアの提出書類のうち「e 業務実績等調書(様式第7号)」のみをもって評価するので、この点に注意して業務実績等調書を作成すること。

また、受託実績は、基準日を参加表明書(兼応募資格審査申請書)の提出日として、基準日が受託期間に含まれているものを記載すること。

なお、「ア 学校給食調理業務受託実績」、「イ 調理配送業務一括受託実績」及び「ウ 学校給食におけるアレルギー対応食実績」の受託実績の重複は可とする。

ア 学校給食調理業務受託実績

評価点	評 価 基 準
10点	基本給食数 2,300 食以上の共同調理場方式における調理業務受託実績が 1 件以上
8 点	基本給食数 2,000 食以上の共同調理場方式における調理業務受託実績が 1 件以上
6 点	基本給食数 1,500 食以上の共同調理場方式における調理業務受託実績が 1 件以上
4 点	基本給食数 1,000 食以上の共同調理場方式における調理業務受託実績が 1 件以上
2 点	共同調理場方式又は自校調理方式における調理業務受託実績が 1 件以上
0 点	上記以外

イ 調理配送業務一括受託実績

評価点	評 価 基 準
10点	基本給食数 2,300 食以上の共同調理場方式における調理配送業務一括受託実績が 1 件以上
8 点	基本給食数 2,000 食以上の共同調理場方式における調理配送業務一括受託実績が 1 件以上
6 点	基本給食数 1,500 食以上の共同調理場方式における調理配送業務一括受託実績が 1 件以上
4 点	基本給食数 1,000 食以上の共同調理場方式における調理配送業務一括受託実績が 1 件以上
2 点	共同調理場方式における調理配送業務一括受託実績が 1 件以上
0 点	上記以外

ウ 学校給食におけるアレルギー対応食実績

評価点	評 価 基 準
10点	特定原材料（9 品目）のうち、アレルギー対応品目数が 9 品目
8 点	特定原材料（9 品目）のうち、アレルギー対応品目数が 7～8 品目
6 点	特定原材料（9 品目）のうち、アレルギー対応品目数が 5～6 品目
4 点	特定原材料（9 品目）のうち、アレルギー対応品目数が 3～4 品目
2 点	特定原材料（9 品目）のうち、アレルギー対応品目数が 1～2 品目
0 点	上記以外

4 選考審査結果の通知

(1) 第1次審査の結果通知

第1次審査の審査結果は、令和8年11月17日（火）にE-mail及び同日発送で全応募事業者に書面で通知する。

(2) 第2次審査の結果通知

第2次審査の審査結果は、第2次審査に参加した応募事業者に通知する。

5 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、評価点が最も高い応募事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。評価点が最も高い応募事業者が2者以上あった場合は、見積額の評価点が高い応募事業者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

また、優先交渉権者が契約を締結しない場合若しくは第3の1の（1）の応募事業者資格要件を満たさなくなった場合又は第3の1の（2）の応募事業者の制限に掲げるいずれかに該当する者となった場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。ただし、選定委員会が適切な事業者でないと判断した場合は、この限りでない。

6 選考審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集することがある。

第6 その他

- 1 優先交渉権者決定後、応募事業者名を公表する。選考審査結果については、応募事業者名を匿名として順位及び評価点を公表する。また、優先交渉権者については、事業者名及び見積金額も公表する。
- 2 選考審査結果についての不服及び異議申し立ては認めない。
- 3 業務履行の開始前に必要な準備は、委託事業者の費用負担により行うこと。
- 4 応募事業者が1者となった場合でも審査を行い、その結果、適切な事業者であると選定委員会が認めるときは、優先交渉権者として決定する。なお、当該事業者の評価点（評価項目7の評価点を除く、評価項目1～6、プレゼンテーション・ヒアリング審査の合計点）が、満点（270点）の60%（162点）未満であった場合は、選定しないものとする。
- 5 契約締結後、受託者の責めに帰すべき事由により、受託者の評価値が減点される場合、次の方法により違約金を算定し、受託者に請求する。

違約金＝委託契約額（税込み）×（1－（A／B））

※A：減点後の評価値

※B：減点前の評価値

- 6 「第2次阿波市学校給食地産地消推進計画（令和7年3月）」及び「給食だより（献立表）」は、阿波市ホームページに掲載している。

● 問い合わせ先

〒771-1623 徳島県阿波市市場町切幡字古田 117 番地 1

阿波市学校給食センター

電 話：0883-36-2588 F A X：0883-36-5277